

シンポジウム

「福祉場面における言語保障について

—コミュニティ通訳の現状と課題—

2007年12月1日（土） 京都府国際センター会議室開催

齋藤百合子
飯田奈美子

鄭明愛

白石恵子

三ツ谷直子

尾上皓美（コーディネーター）

【尾上】

多言語コミュニティ通訳ネットワークの1周年記念のシンポジウムを始めさせていただきます。私は、多言語コミュニティ通訳ネットワーク共同代表をしています尾上皓美と申します。よろしくお願いいたします。

私たち多言語コミュニティ通訳ネットワークは、コミュニティ通訳として活動している通訳者たちとその分野に関わる行政の方や専門家の方たちのネットワークです。最初設立の段階では、いろんな分野で活動している通訳者がバラバラにいるけれども、みんなが通訳者としてどんな役割まで担えばいいのか、いろんな悩みを抱えながら孤立している状態でありました。その孤立している通訳者たちをつないで、コミュニティ通訳者としてどんな専門性をもっていけばいいのか、どんなことまでを担っていけばいいのかというガイドラインのようなものを確立したいという思いがあって、去年の九月に設立いたしました。今回は、通訳の場面としても特に多い、福祉場面における言語保障についてというテーマでシンポジウムをさせていただきます。

まず、パネルディスカッションに入る前に、フィリピン語通訳者の平松マリアさんからお話をいただきます。平松マリアさんはフィリピンのご出身で、ご自身が日本語が十分できない頃にはいろいろと苦勞されたご経験もあります。今はフィリピン語通訳者としていろいろな方に通訳をされておりますし、

それからKAFINというフィリピン人の当事者の団体があるのですが、KAFIN大阪の代表もされています。いろんな方の悩みを相談に乗ったり、当事者のための通訳をしたりしています。そんな中で、日本に住む外国人の当事者として感じられてこられたこと、支援の現場で通訳者として感じられたことを話していただいて、まず皆様に在住外国人の通訳をするというのはどういうことなのか、ご経験のない方にもイメージしてもらいやすいのではないかと思います。それでは、平松さんよろしくをお願いします。

【平松】

よろしくお願いします。まず、何から話たらいいかわからないのですが、途中でわからないことがあれば手をあげて聞いてもらえたらその度に答えたいと思います。まずなぜこの通訳をするようになったかという、私は92年に日本に来ました。英語は世界中で通じると思ってましたので、英語ができるから日本でも困らないだろうということで思って日本人と結婚して日本に来たのですが、実際に来て見るとそうではなかったのです。すぐ妊婦になって、まずそこから困りました。診察に行っても専門用語を言われて、もちろん日本語もわからないので、専門用語を言われたらもっとわからないのですよね。そういう自分の経験から、これから新しく来る人たちに同じようにならないようにと思ってこの仕事を始めさせていただきました。

通訳をして困ったことは、一番最初の通訳の仕事でしたが、全然経験もなかった時に、気持ちが入ってしまったことです、同じフィリピン人の気持ちと同じになってしまったのです。今はすごく反省しているのですが、通訳としては相手のことをよく聞いて理解しなければならないはずなのに、気持ちが入ってしまうと周りが見えなくなってしまうのですね、通訳としては感情を本当は入れてはいけないものなんです、最初はそういうことが全然わからなかったのです。例えば、夫婦の話になると私も国際結婚なので、夫が悪いと思ってしまうのです。そうじゃなくて冷静に考えて、あなたはこうなんだよということを、自分の意見を勝手にいれられるのではないのですが、これは私の意見ですといって伝えることが必要となります。

これは、私がいろんな経験をした中で言えることなのですが、それは、言葉を正しく通訳するだけでなく、通訳している方にちゃんとやっていることや中身を理解してもらっているか確認しながら通訳することが必要です。例えば調停の現場ですと、調停、協議離婚、調停離婚などフィリピン語や英語で言ってもわからない場合は話を進めることができない。だから私も通訳する前はいろんな言語、専門用語がわかっておかねばならないと思いました。日本のやり方とフィリピンのやり方が違うので通訳している間に、日本の調停のやり方などの本を読んで知識をつけて通訳に入ったのです。例えば、学校の現場で減免制度について、減免制度ってなんですかって通訳した時に聞かれました、その時私もわからなかったのも、そういうこともわからなければ上手く通訳できないのだと反省しました。

通訳の現場に行く度に思うのですが、調停の中に通訳がはいっているのですが、調停員も通訳が入っていると想像してもらえばわかると思いますが、調停員のやっていることを私はフィリピン語でクライアントに説明するわけなんです。当然、通訳したらそれで終わりではなく、クライアントからも質問が出るのです。それは理解していないから質問が出るわけで、それを調停員に質問することもあります。だから、普通の調停よりも倍、3倍の時間がかかるのです。しかし調停員によっては時間をかけてもらえないことがある、一方的に調停員が言っていることを通訳だけすればいいと言われるのです。その時、なんのために通訳がいるのかと思ってしまい、納得いかない気持ちになってしまいます。上手に伝わっていないのにどんどん話が進められたら、被害者はもっともっと不安な気持ちになってしまいます。もちろん私たちは外国人だから最初は主張してはいけないと思っていましたが、ただで本当の気持ち言わないといけないと思うようになりました。

あとはやっぱり、調停の通訳は時間が限られているのですが、通訳者としての気持ちが整理できてないまま終わることがあり、終わった後は自分に1時間か2時間どこかでほっとできる場所を探して気持ちを落ちるつかせる時間を取ります。喫茶店に行ったりなどして、自分のやったことは自分にとってプラスかマイナスなことかなどと考えたり、この仕事をするのは私の

ような苦勞をしてきた人に同じことを繰り返さないようにと思ったのに助けられず落ち込むこともあります。こういうことは自分にとってのもつらいことなので、1時間2時間の間落ち着いてから、次の仕事に入ったり、家に帰ったりしています。場合によっては、性的暴力の時はすごくつらいので、ひどい場合私自身もカウンセリングを受けたことがあります。自分自身がつぶれないようにしないと、気持ちが落ち着かないうちに家に帰ってしまうと家族に迷惑がかかる時があるのですね。この仕事はいやになることもあります。続けたくないと思うこともあるけれども、だけどここの仕事が私にも大事な仕事なので、自分のための時間をとったり、カウンセリングを受けたり、いろんなミーティングや勉強会で他の人の話をきいたりして、自分自身を持ちなおしながら続けています。

通訳は言葉だけでなくで、例えばフィリピン人の通訳であれば、フィリピンの文化についても知っていなければならない。例えば文化の違いで、私が経験したことなんですが、親が子どもにお風呂にいれなかったことで、子どもを虐待していると見られることがありました。しかし、親に「子どもをなんでお風呂にいれなかったの？」とよく話を聞くと、子どもは朝から晩までは体温が高かく、体がすごく疲れていた。だからその日いれなかったと言ったのですね。そういえば私も日本に住んでいて日本の習慣が自分の中に入っていて忘れてしまってたのですが、確かにフィリピンでは、体がすごく疲れているときには、お風呂をいれてはいけないのです。朝起きてシャワーにいたりする。晩にお風呂にはいる習慣はないのです。だけど日本では冬などお風呂にはいらないと休めないと言われてますよね。文化の違いで通訳をする場合はニュアンスをちゃんとつかみながらやらないと誤解を受けたり、正しいことを間違いと考えられることがあります。

最後に、問題としては、通訳者というだけだと範囲がとても広いものになります。私は、通訳としては調停通訳が慣れているので、調停通訳とみてほしい。あなたは通訳だから医療の通訳もしてほしいといわれる。でもそれは又違うものなんですよ。できたら、〇〇通訳と分けてもらえば相談者にも通訳者自身にも負担は少ないと思います。あと、通訳の時間としては、1、

2時間が適切な時間だと思います。それ以上になると頭も働かなくなるし、疲れもでるし、正しい通訳ができなくなると思います。だから時間制限があるといいと思います。私の経験は一杯あるのですが、ここくらいにしたいと思います。

【尾上】

マリアさんにはもう少し話をきいていきたいと思います。最初のご紹介のときにちゃんと申し上げるのを忘れたのですが、マリアさんはいろんな立場をお持ちなんですね。申しましたように、KAFIN 大阪の代表で、グループの中でいろんなフィリピン人の相談を受けられるという立場もありますし、それから行政機関や国際交流協会でも多言語で相談している窓口もありますね。そういうところでフィリピン語の相談員として非常勤職員として働かれている立場もあります。私がやっているような、私はくろーばーという団体にDV被害者支援をしているのですが、そのようなNGOに登録している通訳ボランティアとして、かなり悪い待遇でも通訳として活動されたり、個人的に頼まれて知り合いのフィリピン人に通訳を行ったりということもあります。また、教育サポーターとして、フィリピンの文化を教えたり、母語指導をしたり、場面によっては日本語の指導をしたり、学校での懇談や学校でのいろんな問題があったときの面談の通訳をしたりと色々な立場を持っています。ですので、場面によって通訳プラス相談員としてアドバイスするような場面もあれば、また、調停や裁判などの場面では通訳だけに徹しないといけない。場面によってはいろいろ自分の立場ややることの範囲を切り替えていかなければならない。マリアさんいろんな場面を経験されていて、いろいろあるからこそその難しさやしんどさを経験されたことはありますか？

【平松】

そうですね。私がいやだと思ったのは、いろんな団体でやっているの、本当は整理しないといけないのですが、そこに所属している平松マリアで考えてほしいのです。例えば学校ですね。学校では相談員ではなくフィリピン

語の先生でしかないのですが、だんだんフィリピン語を教えるだけでなく、子どもや生徒の問題、家庭の問題、家庭に入ったら、DVにもからんでくる。そのときどうすればいいかと悩んでします。自分自身どこまで入ったらいいかと迷います。これは経験を積んで行くなかで割り切ることができるようになりました。学校のときは先生の立場だけにして、相談があれば別の日にする。くろーばーのある月曜日に相談してくださいという。生徒たちに言うときには、その日は私もくろーばーにはいっているし、私と話したくないなら、別の人もいるので遠慮なく電話をかけてくださいというし、電話で話したくなければ、面談というののもすることができますと伝えます。みんな自分自身では問題があるということを分かっていないことがあります。私に話しをすることは、自分では愚痴を話しているだけと思っているみたいですが、それがただの愚痴だけでなく、サポートが必要だなということがあることもあるのです、そのときに、今日あなたの話をきいたんだけど、別の場所であなただけの話をしましょうと伝えるのです。

【飯田】

いろんな場面の通訳をされているので、どこまで入ったらいいかすごく悩む、それはいろんな経験をされて割り切ることができるようになったとお話されていましたが、それでも相談される、通訳してほしいということが多いと思います。マリアさんのように言葉もできてしっかりしている人に頼ってくることはあると思います。そのときにどのように理解してもらいます？行政機関やNGOなどでそのような決りはないのでしょうか？

【平松】

あるところでは週1回だけ入っていて、週1回そこにいないといけないのです。そして、そこで関わった人が調停をすることになった時に、調停には別の通訳がいるのだけれども、その人は私に相談をよくしていて、調停に入ったときに別の通訳につらい思いを話すことはとてもしんどいので、私に通訳してほしいと言ってきたのですが、私は月曜から日曜まで予定が詰まって

いてできない状態でした。このような状態でとても困っていることは、私以外に通訳を引き継げる人がいないということなのです。だからフィリピン語の通訳者がもっと育てばいいと思います。

問題が小さいうちにわかれば対応が早くできるのだけれども、ひどくなってから相談にこられても解決が難しい。例えば、私は大阪で電話相談して、名古屋から相談が入った場合、名古屋のネットワークにつなげてもいいのだけれども、相談者はいろんな人に自分のことをいいたくないと思っている、支援の範囲は広げていかなければならないのでけれども、相談者のことを考えると通訳は1人だけでいいのかと思ったりするので、きちんと引き継げる人を増やしたほうがいいのではと思ったりしています。

【飯田】

とても現状を表しているのではと思いました。ニーズがあるのにつなげる人がいない。通訳者も育っていないし、そういう環境がまだまだできていないのだなと思いました。それも全国的に通訳できる人がいれば引き継ぐことができる。たらいまわしにならないように通訳者の養成が急がれるのではと思いました。

【尾上】

ありがとうございます。先ほどマリアさんの話の中でもいろんなコミュニティ通訳の課題がでてきました。マリアさんの場合は経験が豊富なので、自分がしんどい思いをしてもつぶれないように自分でコントロールするような工夫をいろいろしているのですが、実際にはコミュニティ通訳の分野では経験が浅くても、すごく深刻な場面の通訳をまかされたりすることも多くって、待遇も良なくて、つぶされていってしまう通訳者もいます。

【尾上】

それでは時間になりましたのでシンポジウムの方を始めさせていただきます。本日は5名のパネラーの方をお招きしております。手前の方からご紹介

いたします。東京から来て頂きました恵泉女学園大学助教、そして人身売買禁止ネットワークの斉藤百合子さんです。お隣の鄭明愛さんはNPO法人京都コリアン生活センターエルファ職員で、京都外国人高齢者障害者ネットワークのスタッフをしておられます。その隣が京都市の福祉事務所で通訳されております飯田奈美子さんです。そしてそのお隣、現在は島根県会議員をされております白石恵子さんです。白石さんはこの4月から県会議員をされているのですが、それ以前は20年間にわたって島根県の福祉事務所と児童相談所、福祉の現場でケースワーカーとして勤務をしておられました。で一番左側、三ツ谷直子さんです。三ツ谷さんは京都市聴覚言語障害センター施設福祉部で働いておられます。またご自身も聴覚障害をお持ちで、手話通訳の方に入っていたいてるんですが、手話通訳の現場のお話や、通訳者を使う側の当事者としてのお話も今日はお聞かせいただけたと思います。

それではそれぞれ5名のパネラーの皆様、関わっておられる分野も違うのでまずお一人ずつ順番にそれぞれの分野で通訳の現場がどうなっているかお話ししていただきたいと思います。まず最初は斉藤百合子さんにお願いします。が、斉藤さんは人身売買禁止ネットワークが昨年行った調査の中で、婦人相談所などの機関の人身売買の被害者支援を調査されました。その調査の中でも通訳の現状がどうなっているかなど、いろんな事態が明らかになっておりますので調査の内容、ここから感じられたこととお話していただければと思います。お手元に資料があると思いますのでそれをご覧になりながらお聞きください。それでは斉藤さんよろしく願いいたします。

【斉藤】

みなさんこんにちは、斉藤百合子です。10分と時間が限られてますので、私が人身売買の問題に関わった経験と人身売買の被害者支援の現場でどういうことが起きているかということを調査の結果をまとめながらお話いたします。

私は、1988年、東京に「女性の家HELP」というシェルターが開所して2年目頃に、タイ人の女性の入所が大変多くなったので通訳の依頼を受けて、

うかがいました。その時、女性たちはみな250万円から300万円の「借金」があると一方的に言われて売春を強制されていると訴えていました。その時、言葉はわかるけど、全然その状況がわかりませんでした、「これが人身売買なんだ」とだんだんわかってきました。

その後ヘルプの通訳を通して、HELPという支援現場シェルターでの保護だけでは人身売買の問題は解決しないだとかんがえました。当時は正義感に燃えて、支援団体を設立しようとしたり、勉強会を主宰したりしました。先ほど平松さんから色々な方から相談を受けるとおっしゃってましたが、私の場合もその時タイ語で相談できる人がいなかったんですね。当事者の人たちからの相談電話も、夜9時か10時くらいに帰宅してからご飯食べたりお風呂に入ったりする暇もなく午前4時頃まで電話がなりっぱなしでした。そんな状態を長く続けられるはずありません。バーンアウトしまして、支援の場をタイ側に移しました。90年から99年までタイにいましたが、2003年からは日本の人身売買禁止ネットワーク（JNATIP）で活動しています。

JNATIPでは、2006年に人身売買の被害を受けた方の保護または支援では何が必要かを昨年調査をいたしまして「人身売買被害者支援の連携の構築—地域国境を越えた支援に向けて—」という報告書にまとめました。調査では、人身売買の被害を受けた方を支援経験のあるNGOと公的機関である婦人相談所を調査しました。その中で一番大きな課題として浮かび上がったのが通訳と医療の課題でした。

なぜそのような調査をするに至ったかをお話する前に人身売買と人身取引の言葉の違いを簡単に説明します。人身売買と人身取引の言葉の違いはありませんが、行政は人身取引と呼んでいます。これは英語のTrafficking in Personsの直訳です。2000年に国連が「人身取引議定書」を採択したときからの、国際社会が力をあわせてこの問題に取り組みましようという決意の表れともいえる新しい言葉です。しかし、人身売買という言葉は2000年以前にも使われてきていますので、私は人身売買という言葉を使用しています。

JNATIPの調査報告書の抜粋を資料としました。後で皆さんに見ていただいてもわかるように資料を作成しました。資料1-1の表は警察庁が2006年

に発表した人身売買の加害者検挙件数と被害者の総数⁴⁾です。被害者の国籍を見ればわかりますが、さまざまな国籍の人々が日本で人身売買の被害に遭っている、つまりこのような言語対応が求められているということです。

日本政府は2004年に人身売買に取り組みますという決意を表明した「人身取引対策行動計画」を発表しました。それは大変画期的なことでした。それまで外国人が人身売買の被害を受けても在留資格がなければ国外退去の対象となり、保護や支援の対象ではなかったのですが、この「人身取引対策行動計画」発表後は、公的機関、つまり婦人相談所や関連省庁が連携して保護・支援にあたります、と表明したのです。これまでは、民間の「女性の家HELP」や「サーラー」での人身売買被害者保護・支援が公的機関に移行したのです。

人身売買被害者支援の流れは、資料1-2の図1の「人身取引対策以降の被害者保護のプロセス」⁵⁾にあるとおりです。まず、被害者の認定をします。現在は被害者の認定は、警察と民間だけが行います。認定の際の課題は多くありますがその問題は割愛します。認定された被害者は、公的シェルターである婦人相談所で保護されます。そしてさまざま機関からの事情聴取の後に帰国支援がなされるという流れです。

一連の被害者の保護・支援の流れの中で通訳の課題が浮かび上がりました。婦人相談所に滞在しているときの生活支援および国に帰ってからの自立支援などの支援事業の通訳、そして一連の支援のためのそれぞれの手続きを被害者の側に立って統合する支援と通訳が必要である、ということです。たとえば、警察は加害者を摘発したいために被害者から詳細な事情聴取を行います。次に被害者らの在留資格審査のために入国管理局が行われる。さらに帰国支援のために国際機関の国際移住機関(IOM)が通訳を連れて事情聴取にやって来ます。それぞれの機関の方々は、同じような聞き取り(事情聴取)をします。逆に、ほとんど聞き取りを行わないのは婦人相談所だけです。婦人相談所では通訳者に連絡してよいか、人身売買被害者に対する相談事業をどこまでやれるのかなど明確ではないところに、どんどん警察や入管や国際機関などの関係機関による事情聴取が続きますので、それ以上の事情聴取

を遠慮する傾向があります。某婦人相談所では、朝から晩まで警察の事情聴取が続き、夜になって食事と就寝だけのために帰ってくる状態を揶揄して、「婦人相談所は警察のホテル化しているのでは」と回答されたところもあります。婦人相談所の方は、必要な業務を担っていないのではなく、やる気はあっても、人身売買（人身取引）は何か、被害者の心理やニーズは何か、関係機関との連絡協議など、ひとつひとつをていねいに対応する暇も適切な通訳者もなく、対応だけをまかされて現場は混乱している、という実態と課題が浮かび上がりました。

人身売買被害者支援に関して、支援の内容というのが民間支援と婦人相談所の違いというものを表⁶⁾にしています。通訳者は、民間シェルターであれば被害者が日本語が少しできようができてまいが当事者が話しやすい理解しやすい言語の通訳で対応するというのが基本ですが、調査の中では婦人相談所では、「片言の日本語が通じるから通訳をつけなかった」との回答が少なくありませんでした。さらに、通訳をわざわざお金を払ってするまでもなくDVで入所している同じ国籍に通訳してもらうケースもありました。これは大変危険です。日本人と結婚して婦人相談所が所在する県内に在留している被害者の同国籍者という理由だけで通訳を依頼すると、日本人には見えない同国人ネットワークの中で、被害者が保護されていることが漏れ伝えられてしまう危険性があるわけです。人身売買の被害を受けている人は大変な危険な目にあっているので逃げて来ている人も多いので注意が必要です。このようにどのような背景と資質を備えた通訳者をどこに依頼するべきかという点の認識が不足しています。

それからとくに人身売買で性的搾取、売春を強要され続けた人々に対する心情への配慮も必要です。たとえば、インドネシアやタイやフィリピンの人たちは日本で強要されていたとしても、売春をしていたことを国の家族や友達や親戚には絶対に知られたくないという心情です。相談所のシェルター内でも、同国人が入所している際は本名で呼ばれることを嫌がることも複数ありました。そういうプライバシーの問題もあります。

通訳者が被害者と同国籍の人、とくに留学生など社会的地位に差異がある

ことを厭う人や、同国の同性の女性に通訳をされるのを厭う人など、被害者の通訳者の要望はさまざまです。

このように、特に通訳、人身売買の被害者の支援の場合の通訳は、いろいろ改善していかなければいけない課題がたくさんあります。長くなりましたのでここで終わります。

【尾上】

ありがとうございました、被害者の安全性や安心感につながる本当に必要な通訳がまだまだ整っていないということがよくわかる発言をありがとうございました。

続きましては京都外国人高齢者支援ネットワークの鄭さんに発言お願いします。今回は福祉場面の言語保障と言うシンポジウムなんですが、モアネットで実際にされている活動はただ単に通訳をつけているということだけではなくて、高齢者の方や障害者の方が必要とされている支援を出来る限り提供するという活動をしておられます。そのモアの活動内容を含めて言語保障をしていくのに必要な支援とは何か、通訳だけではない通訳以外のどんなことが必要かというのも含めて鄭さんのほうからお話していただきます。よろしく願いいたします。

【鄭】

よろしく願いいたします。話すのは口下手で上手くまとめられないんですけれども、とりあえず京都モアネットの活動を始めたきっかけ、それが京都市の現状にもなると思うのでそういうところから実際に活動を始めてどのような事例や相談の話があったのかと紹介させていただきたいと思います。

元々私はエルファというところで働いておりまして、京都モアネットというのは2006年の4月から京都市との共同事業という形で立ち上げました。京都市の方からは本当に少ないのですけれども助成金をいただきまして、活動を始めています。なぜ京都モアネットができたかという、全国的に外国人として在日韓国・朝鮮人の人たちが今でもたくさん住んでいるんですね。日

本国籍を取った人もたくさんいるのですが、戦前日本の植民地政策により、日本に来て生活をするようになったという在日韓国・朝鮮人の人たちが非常にたくさん住んでいます。この京都の中でも特に南区ですとか、左京とか右京の辺りとかに集住して在日韓国・朝鮮人の方たちとか住んでいます。それだけ長いこと住んでいるなら言葉の問題はないだろうし、生活もちゃんとしているし、働いているし、ということで一見何にも問題があるようには見えないんですけども、植民地政策の名残か、かなり根深い差別がありまして、社会保障の面でも戦後ずっと差別はあったのです。

それは国民健康保険とか児童手当とかいろいろな福祉制度においても、国籍によって入ることができなかった、受けることができないというそういう差別がずっとありました。それがやっと80年代になってようやく解消されてきたんですね。ただ現在年金だけが日本の中でも問題になっているんですけども解決されていません。国民年金制度というのが1959年からできたんですけども国民年金制度も他の社会保障制度と同様に国籍条項、国籍要件というのがありまして、在日韓国・朝鮮の人は入れなかったんです。それが1982年に国籍条項が撤廃されて入ることができるようになり、私も国民年金制度に強制加入になって入っています。しかし、現在43、4歳以上の在日の障害者の方と外国人の障害者の方と80歳以上の高齢者の方がいまだに年金を受けることができないという状況にあるんですね。その問題について本来であれば国の制度の問題で国が解決しなければならないということで裁判も起こしていますし、厚生労働省にも20年以上もこの問題を早く解決してくださいと訴えています。障害者は年金だけで生活するのも精一杯なのに、重度の障害者の方たちが年金ももらえないでどうやって生活していけるのかということで、長年国に対する訴えはやってきたんですけども、なかなかそれが解決にいたっていません。そこで、せめて京都府京都市の中でこの問題を解決して欲しいとずっと京都府京都市に働きかけてきたんです。ようやく90年代に入りまして、在日の無年金外国人の障害者高齢者の方たちに対して、なんらかの救済処置というのが取られまして、そういう制度が作られました。

その制度を作ってきた中で改めて気付かされたことが、無年金の人にその

給付制度を始めても、給付を受ける人たちが全然増えてこないということなんです。実際に京都市や京都府がその通知を対象となるであろうという人に送っているのですが、返送されてくるとか郵便物を送っても利用者が増えてこなかったのです。皆さんご存知のように福祉制度というのは申請主義でこちらから申請しないと給付が受けられないものですよね。そうすると在日韓国・朝鮮人の人たちはどうなのか無年金の人たちといっても在日の方たちがほとんどなんですけれども、どういう状況かという、言葉は日常会話はできるんですけれども読み書きはほぼできない状態です。介護保険制度も2000年から始まりましたが専門用語で話すと細かいことが全然わからないということがあります。また実際に郵便物が届いてもほったらかしにしてたりとか、あるいは在日韓国・朝鮮人の方たちは長年差別を受けていることから、市役所にいくとか区役所に出向くというのがほとんどできない人が多いのです。結構気の強い人とかだったら窓口に行って今こんなあるけれども何ももらえへんしどうしたらいいんやと自分で行く人もいると思うのですが、ほとんどの人は郵便局も銀行の窓口も行ったことがない、自分の名前も書けないしという高齢者の人たち障害者の人たち結構いるんです。となるとせっかく無年金の人たちの救済として作った給付金制度も全然いかされていない、実際にそれ以外でも私の職場エルファの中にも介護保険制度が始まって、まあそれも今後どうなるかという全体的なところやいろんな問題があるんですけれども、やっぱり家族や高齢者の人たちにとってはいい制度であるにも関わらず、在日の外国人の高齢者の方たちにとっては言葉の面での問題があってなかなかその制度を十分に活用できていないという状況が見えてきたんですね。

そういう中でただ単に制度を作った、これで問題が解消されるとかそういう問題ではないんだということがだんだん見えてきて、実際に京都に住んでいる在日外国人の高齢者や障害者の人たちにどうしたらこういう日本人の障害者や高齢者と同じような福祉サービスを受けることができるようになるのかということを京都市の人たちと模索しながら考えて作り上げた取り組みが京都モアネットの取り組みです。相談が来るのを待っているだけではぜん

ぜん問題が見えてこない、というのははっきりしているので、わかる限りの京都に住んでいる高齢者障害者の人たちのところに訪問にいて、お話をしながら実際に福祉サービスを受けているのかとか、それ以外に定期的に、特に京都の場合は高齢者でも障害者でも一人暮らしの人が多くて、その一人暮らしをしている高齢者や障害者の人のところに定期的に見守り支援をするというそういう活動をするためにこの京都モアネットを立ち上げたんです。

実際に去年の4月から活動を始めました。具体的な活動といえますとこの資料にもつけさせていただきましたように、主な活動の内容①から⑧⁷⁾を実際支援をしているんですけれども、医療通訳ですとか純粋に介護制度を仕組みがわからなくて介護制度の説明をするために通訳の派遣をしてくださという相談件数もいくつかあったんですけれども、その他ほとんどの場合は傾聴です。実際にヘルパーさんが入っていて生活がある程度できているんですけれども介護保険サービスの内容は限られているので、例えばヘルパーさんはこれしかしたらだめとか掃除や洗濯、買い物とか衣服の着替えとか規定がありまして、実際に時間的にもそれしかできない場合が多いんですね。そうするとそれ以外の細かな生活の不安だとか実際に独居の高齢者の方たちが実際にゆっくり話を聞いて欲しいという場合だと全然介護保険制度ではまかなえないという状況がありまして、そういう人たちの見守り支援という活動を主に担っていることがあります。

相談事例ということで資料⁸⁾の方を付けさせていただいたのですが、行政の窓口でも中国語通訳だとかそういう通訳をついてるんですが、言葉の面ではないフォローや支援が必要だというケースがたくさんあるんですね。私のおばあさんもそうだったんですけれども、私のおばあさんは今、要介護4で介護保険サービスを受けているんですけれども、その介護認定を受ける時に判定員に、ハイ、ハイ、ありがとうございます、ハイ、ありがとうございます、それしか言わないのですよね、で判定員さんが帰って、こんなこと言ってたけどわかった？と聞くと、いや何にもわからなかった、ただハイハイ首振ってただけやと言っていました。私のおばあさんだけじゃなくて大体ほとんどの外国人の高齢者の方は同じではないかと思います。私のおばあさ

人も19歳で日本に来て今84歳で、ずっと日本に住んでいて、日常会話はほとんど大丈夫なんですけれども、文字の読み書きができない。で文字読み書きができないというのはそういう文語的な言葉はほとんど理解ができないと思っていいんじゃないかなと思っていうぐらいにコミュニケーションは難しい面があるんですね。

一回きりで通訳をしたらそれでおしまいではなくてこちらから出向いて訪問に行って、こんなことないか、こんなことないかって逆に積極的に話を聞いてその支援をするということがすごく必要なんだなということが感じられています。

あとそれ以外によくあるのが、認知症ですね、認知症だと今まで日本語が話せていても、韓国・朝鮮語しかしゃべらなくなってしまう人たちが多くって、介護事業所ではよくそういう相談が上がってくることが結構あります。

それ以外にも言葉の問題だけでなく、特に外国人の人やったら昔から日本に住んでいて、日本の近所の人たちとコミュニケーションが取れているという人が結構少ないんですね、さらに独居の人になるとだんだん体も動かなくなる、自由に買い物もしにくくなってくると家に引きこもり状態になってきます。そうすると精神的にもしんどくなってきて、例えば全く一人で話し相手がなくなるということもあるんですが、家族が24時間つきっきりになって介護していると家族もだんだんしんどくってくる、生活の不便とかが介護の面にもある程度であるのですけれども、実際に家族やヘルパーさんだけでは成り立たない。それ以外にもある程度コミュニケーションができる人が中間に入ってあるいはその合間の時間を確保して、お話相手や、それ以外の時間を作るという支援はすごく必要になって来ている現状が上がっています。ちょっともう時間過ぎましたかね、また回ってきましたらいろいろ話をさしていただきたいと思いますので話ベタですので資料を見ていただいてわからないかったこととか聞いていただきたいと思います。ありがとうございました。

【尾上】

はい、ありがとうございました。本当に必要な福祉の機会を提供する。そしてご本人が理解できるようなコミュニケーション、本当の意味でのコミュニケーションを確立していくためにはただ単に通訳をつけるだけでは不十分だということがよく理解できるような事例をいろいろとお話していただきました。またのちほどご発言していただきたいと思います。

それでは続きまして、飯田さんお願いします。福祉事務所で通訳をされているんですが、行政の中で職員として通訳をしているというのはまた民間の立場とは違った見解があったりいろんな経験があったりします。そのあたりでいろいろ感じられたことをお話いただきたいと思います。

【飯田】

私は京都市の福祉事務所で中国語の通訳をしています。今年で6年目になるんですけども、非常勤で週4日、報酬の福祉事務所で働いています。主に生活保護に関する通訳をしています。京都市では福祉事務所の通訳派遣というのは二人だけで、どちらも外国語には関しては中国語だけです。他の言語には対応していません。生活保護の通訳ということですので、どういうことをしているかといいますと、生活保護を受けたいんです、という相談面接の場面から、生活保護を開始されてケースワーカーさんと家庭訪問に行ったりだとか、こういうことをしたいんですという相談の場面だったりとか、あと福祉事務所からこういうことをしてくださいという指導の場面に通訳として関わっています。場所も生活保護というのは生活全般に関わってきますので、福祉事務所内だけでなく、もちろん区役所もいきますし、保健所にもいきますし、病院であったりとか、児童相談所であったりとか色んな機関にまたがって通訳を行うことがあります。

対象となる方というのは、中国帰国者の方が多いです。中国帰国者というのは、ご存知の方もいらっしゃると思いますが、中国残留孤児や残留婦人とその家族の方たちです。日本には、1980年代後半くらいから90年代初めにかけて、残留孤児、残留婦人の方たちがたくさん日本に帰ってきました。

家族の人たちも一緒に連れて帰ってきたのですが、残留孤児の方で40代50代での帰国でした。この人たちを帰国者一世と私たちは呼んでるんですけども、日本に帰国して20年近く経ったんですけども、日本語が不自由なく会話ができる方という人はほんの一握りなんです。多くの方というのはやはりそれだけ年齢がってから帰ってきてますので、一から日本語を勉強するのはとても大変で、なかなか日本語の会話ができる人は少ないですし、その二世たち、子供たちの世代では日常会話はOKだけでも複雑な話は難しいという人たちもたくさんいます。そういった状況の中で、いろんな場面で言葉が通じなくて困ったということがあるのですが、なかなか通訳が必要だと認識がまだまだ行政に中ではないのが現状です。私は仕事をする際に職員さんにできるだけ通訳に入ります、どんな場面でも通訳を呼んでくださいというふうにしています、また日常会話ができる人でも通訳が必要ですよってなるべく通訳に入るようにしているんですね。なぜかという、複雑な専門用語であつたりとか特にお金の計算の話であつたりとか、あと生活保護というのは、指導を行っていきますので、その指導内容ですね、ちょっとしたニュアンスが通じなかったりということがよくあります。それで誤解を受けたりとかいうことがあります。例えばですね、帰国者の二世の方なんですけれども、お仕事をしてくださいということをケースワーカーさんが話をされました、その方はちょっと体が悪いので仕事できません、と話をされたんですね、これは日本語で話をしていたんですけども、その時にケースワーカーさんが、じゃあ病院に行ってください、というふうにいったんです。そうするとその帰国者の二世の方は、自分のことを心配してケースワーカーさんが言ってくれたんだと思って、いえ、大丈夫ですって答えたんですね、それでケースワーカーさんはなんでそんなことを言うんだ、さっき体が悪いっていったじゃないかと、で、嘘言ってるんじゃないかと怪訝な顔をされたので私がそこですかさず入って、それは病院にいかなければいけませんよというふうに通訳をしました。こういう形で微妙なニュアンスがなかなか通じないことによって誤解が生じるということが起こります。

仕事をしていますごく感じるということのは、先ほどの鄭さんの話にもあっ

たようにやっぱり情報量が圧倒的に少ないということです。帰国者一世は高齢化が進んで来てまして、60代70代がほとんどです。今、介護保険の申請が毎月のようにありまして、介護のヘルパーを入れたいとかデイサービスにいきたいという相談を受けます。なかなか受け入れてくれる場所もなかったり、言葉ができないからというふうに断られることもあります。介護場面でのその言葉のできる人のスタッフの養成も必要なんですけれども、その情報すらないという人もいますね。ある時お父さんの面倒を見ていた子供さん夫婦がもう介護疲れになってしまって、もう面倒見切れないってことで切羽詰って福祉事務所にこられたということがありました。介護保険も今では日本ではもう浸透されていて、皆さんも詳しい制度は知らないけれども聞いたことはあるという方はほとんどだと思います。だけど外国人の方、帰国者の方とかは情報量がすごく少ないのです。これは社会資源が少ないんですね。私たちは口コミでこういうのがあるよって人づてに知ったりします。あそこのおじいちゃんはこのデイサービスに通っているとか、あそこのお家はこういうヘルパーさんに来てもらってこういうことをしてもらっていることが口コミで入ったりするんですけれども、近所の付き合いがなかったりするとそういう情報も入ってこなかったりします。さらにですね、社会資源が少ないのであれば、翻訳したものを作ってそれを配ったらいいいじゃないかというふうに思われるかもしれませんが、先ほどの鄭さんの話に本当に重なるんですけれども、中国帰国者の方は東北地方の農村出身で、学校にいった方たくさんいらっしゃいます。中国語の読み書きができないという方がたくさんいて、そのような人たちに中国語の翻訳で作ったものを渡したからといって必ずその情報を理解してもらえるかというとそうではないんですね。なので、情報をちゃんと伝えていくときもその人の生い立ちであったりとかその人がどういう人生を送ってきたことまで理解して行かないとその人に合った言語保障をしていくというのはなかなか難しいのではないかと思います。

あとですね、生活保護というのは、特徴があるというのは、白石さんはよくご存知だとは思いますが、他の福祉制度とは異なりまして、生活保護は指導が入るんですね。他の福祉の支援であったりすると、お金を給付した

り何かサービスを給付したりことでかなり支援的な側面が強いんですけれども、生活保護に関しては、支援というよりは、どちらかという措置的な方が強いです。だからケースワーカーや福祉事務所が指導をするということが必ず入ってきます。その指導ということが、やはり外国人、帰国者との間で摩擦を生んだりとか誤解したりということになりがちです。なぜかというと、指導というのはですね、お仕事をしてくださいとか体悪いんだったら病院に行ってくださいとか、あと、子供さんがいるんだったら学校どうですかとか、学校ちゃんと行くようにいってあげてくださいとかそういう家庭の中の細かなことを聞いてそのことを助言していく、アドバイスしていくんですね。それっていうのは、今の現状があって、でもっとこういうふうにしたい、こういうふうにしたらいんだというある目標を決めてその目標に向かって、福祉事務所、ケースワーカーが指導していくとうことなんですね。しかし、目標の設定も文化的な影響を大きく受けますし、でその目標に向かってどういうふうにしていくか、というその過程においても文化的な影響、価値観であったりとかいうのがすごく色濃く反映されてくるものなんです。でもそれがホスト国といいますか日本の文化と違う人にとっては、同じじゃなかったりします。福祉事務所はここを目標にしましょうというふうに思っても、文化が違ったらなかなかここが目標にならなかったり、こっちのほうにずれたり、その目標に向かう過程が日本の同じ文化を持っている人だったらこういう風にいくかもしれないけれども、文化が違うことによって、いろいろ曲がりくねって到着することもあるかもしれない。それがなかなか理解してもらえないことがあります。従って福祉事務所では特に生活保護では通訳をしていく上で、それらを理解してもらえるようなコミュニケーション作りを心がけています。何でもこういう話をするかといいますと、行政側でも通訳が必要だということを認識がされているんですけれども、まだまだ予算がなくてそこまでいかないとかがあったり、なぜ通訳が必要かと考えるとところまではなかなかいかないんですね。というのも、特に福祉現場はその福祉の制度を説明するだけでなく、特に今の行政の考えは説明をすればそれで終りだというふうに持っているんですけれども、そうでなくて、説

明して、相手の要求とか思いを聞いて理解することによって福祉の支援というのが成り立つというふうに思うんです。だけでもそこまで理解は行っていないくて、一方的に翻訳したものを渡せばいいんじゃないかとか、言葉できる人がついて来たらいいんだというふうに考えられてしまい、専門的な知識を持った通訳者じゃなきゃだめだというような認識までは至らないのが現状です。先日京都市の職員の方に対しても外国籍市民に対するコミュニケーション研修というのをしたんですが、同じような話をしたら、外国人だけでなく日本人に対しても同じようなことがいえるんじゃないかというふうに返答をいただいたんです。まさしくその通りで、外国人だから特別な問題なのではなくて、同じように日本人にたいしてもコミュニケーションの仕方に同じ問題がある、ちゃんと理解してもらうには行政が相手にわかるように説明して相手の思いや要求を受け取るという基本姿勢が必要なんではないかと思っています。

【尾上】

はい、ありがとうございました。飯田さんの職場のように京都市のように生活保護の分野でちゃんとした通訳の職員を置いているところはそう多くはないんですけれども制度的に整って見えるような京都市ですらやはりまだまだ問題はあるということがお話を聞きながらよくわかったなと思います。それでは続きまして、白石さんをお願いいたします。白石さんはこれまでの福祉現場での職員の立場の時に外国人のケースに関わっておられます。その中で通訳使う側として通訳の問題を考えてこられましたし、研修や通訳制度の重要性というののもわかって予算化などいろいろな動きに繋げてこられました。その辺りのこれまでのご経験で感じられたことをお話していただければなと思います。よろしくお願いします。

【白石】

みなさんこんにちは、島根県の松江市から来ました白石恵子と申します。島根県は日本で一番左手にある県ということで実はこのところ県ではホット

な話題なんですけど、みなさんはちょっと近いですからご存知と思いますが、最近は大田市の石見銀山の世界遺産登録で少し有名になりました。そのぐらい非常に地味な県でして、高齢化はもう15年くらい日本一を続けています。人口も5年くらい前に自然減になりまして、非常に少なくして今、74万を切っているんじゃないかと思いますが、財政の非常に厳しい県でございます。ご紹介に在りましたように、この春から県議会の議員をしておりますが、去年の10月まで約30年間県職、県の職員をやってきました、そのうち20年間を福祉のこういった生活保護のケースワーカーをスタートにやめる直近では女性相談センターのケースワーカーを束ねる職についておりました。そこまでの20年間ほとんどケースワークの現場で働いてきて、そういう現場で働いていたからこそ外国人の通訳、外国人の方で福祉の制度を利用される方に対してどうやってその制度を伝えていき、そして先ほど飯田さんがおっしゃったようにどうやってその人の思いや、悩みや悲しい思いを通訳を通してこちらが受け取っていくか、ということの大切さをだんだんと理解するようになりました。

島根県はそういう県ですけれども、ここ10年やっぱり在日外国人の方は増えてきています。とくに近年非常に増えてきている傾向にあります。現在6千人ちょっと6千85人くらいの方がおられますが、そのくらい県内の在住の外国人の方がいらっしゃる。一番多いのが中国でその次がフィリピンだったかと思います。中国の方が多いのはやはりあの研修生の受け入れというのがかなり大きいんじゃないかなと思っていて、この部分が非常に問題だなというふうに思っています。形を変えた人身売買といってもいいんじゃないかなと気がしてすごく腹立たしい思いをしています。それから田舎でするのでブローカーが介入をした国際結婚というのも多くて、うまくいくケースももちろんあるんですが、やっぱりそこから発生するDVの問題も非常に多いです。このことはやはりなんとかできないのかしらというふうに思っているところです。

私自身が外国人の相談に始めて携わったのは、2000年でして、ちょうど福祉事務所でDVの相談を受ける窓口のところに在籍をしていました。そのこ

ろから外国人のDVの被害者がぼつぼつと相談に来られるようになりました。私が印象的だったのはフィリピンの方でした。子供さんを自国で出産なさって、その子供さんが6か月くらいになったので日本に連れて来たばかりでありまだ日本語もお出来にならない状態、で英語はできるんですが、なかなか通訳が見つからなくて、英語の方もですね日常会話ならともかくそういう複雑なことを通訳はできませんというふうに言われますし、タガログ語が非常に見つけにくい状態にありました。で結局、警察経由で通訳に来てもらいました。警察でタガログ語の養成をしていたところで、たまたま生活安全課にタガログ語ができる方がひとりいらっしゃって男性だったんでちょっとまずいかなと思ったのですが、とにかくしょうがないということでお願いしまして、何とか一時保護制度の話をして一時保護をしました。この方とまたいろんなところで何度も会って今現在も10年くらい経ちます。今でも電話が掛かってきます。そういう仲になってしまいましたけれどももっと親しくなってから聞きましたらやはりその時のタガログ語の通訳も半分ぐらいしかわからなかったというふうに言っていました。でやっぱりそれが不十分だったってことが一つの影響だと思いますが、結局はその方は加害者のところに帰ってしまいまして、ここ最近やっときちっと離婚が成立したというところにあります。それでそのことがあった後、2003年だったと思います、児童相談所のケースワーカーになりましたところ児童相談所に異動したときに今度は虐待のケースで外国人の方が相談に見えられるというケースに出会いました。これもフィリピンの方だったんですけれども、フィリピンの方と日本の方の結婚という形だったんですが、児童虐待の問題もやはり複雑な背景がありますしこちら側としてはかなり突っ込んだ深い面接とそれから継続的なカウンセリングが必要になります。でその通訳というのも非常に困りましてですね、いろいろと探しましたがやはりこちら頼む側としても非常に微妙な問題ですので誰でもいいって訳には行きません。いろいろ検討した結果ですね、国際センターの中にあります外国人相談員という立場の嘱託の方ですけど英語がお出来になる相談員の方をお願いしました。しかし彼女はDVや虐待についてはけっして詳しくはありませんでした。で彼女自身も非常に心配を

しまして、自分ができらうかと非常に悩まれてですね、で事前に何回か私が虐待やDVについて研修をしてから通訳のお願いをいたしました。通訳の方自身もかなり苦勞をされましたし、先ほどから出ている二次受傷というのも彼女自身はあったんじゃないかなと思っています。

そういった経験をしましたので、どうしてもやっぱり虐待やDVのことをしっかり理解している通訳の方を要請する必要がある。そうでないと本当に私たちが困るというそういう思いで、通訳の養成をしたいと思いました。ですがなかなか県庁のほうでそういう話をして現場ではないですのでわかってはもらえなくて、特別に予算を取ることはできませんでした。ですが児童相談所というところは、この研修予算というのを取ってありまして児童相談所の中で研修をするわけですが、上司の方からその予算を使って通訳養成の講座をやろうとことで許可が下りまして、その時に、その前に出会っていた尾上さんを講師にお願いしまして二日間の研修をいたしました。それが縁で今日はお邪魔したわけなんですけれども、その時はさっきお話した、国際センターにボランティア通訳として登録をされている方、それと島根県の西のほうは中国帰国者の方が多くて、子供サポーターといって学校で帰国者の子供さんに学校でサポートするそういうボランティアさんがいてその方たちを対象に尾上さんに研修をしていただきました。一日目は虐待やDVの事前研修ということで基本のお話をこちら側からしまして、その後は尾上さんにロールプレイをして、実際の通訳場面の研修等をしていただきました。その時にいらした方が43人くらいだったと思います。その中で本当の意味で通訳をしていて、その後も通訳をされている人は25人程度ということで調べてまいりました。その時いらした方は国際センターに登録をしていただきまして、必要な時には国際センターを通してお願いをすると、そういうふうにしておりました。それがきっかけになりまして、その次の年には、国際センターの方で外国人共生セミナーというのを開かれまして、このときには150人ぐらい参加者がありまして、今日のような形で、様々な形で様々なところで通訳をされている方とか私も出かけましたけれども通訳が必要であるというお話をさせていただきました。そういう土台を作ったうえでその後2005年ぐらい

からですね、それまでも島根共生ネットワークという通訳のボランティアグループがありまして、医療通訳のボランティアをされていました。その方たちに、DVのことも通訳して欲しいということで私の方が研修をさせていただく機会をいただきまして、少しずつ通訳の必要性の機運が出てきたかなというふうに思っています。

もう一ついいですかね、また現在の状況というのは、またお話をさせていただきたいと思いますが、先ほどお話を聞いていて、いろいろ重なる部分は多いなというふうに思います。DVに関してはできているところもあるとは思いますが、島根県ではリーフレットなんかも日本語版しかありませんし、よくフィリピンの外国人の方々にも言われるんですが、道路の表示なんかも日本語しかなくせめてローマ字で書いてあれば読めるのに、それすらないと言われます、通訳だけでない生活場面での外国人の暮らしにくさというのにもいうところもあるなあというふうに思っています。近年、ここ1、2年今よりもまして女性相談センターでは外国人の方の被害者が増えまして一時保護で言いますと、去年が14名、その前の年が15名という外国人の保護をしております。全体が53人ですので、相当の割合になると思います。女性相談センターではいろいろ工夫をして、独自に自分たちからお願いができる通訳の方も確保する努力をしていますが、やはり行政としても、システムティックなきちんとした予算をつけた要請もセミナーなり講座なりをすることが絶対に必要だなという風に実感しております。

【尾上】

ありがとうございました。白石さんのお話を聞きながら改めて白石さんのように通訳の必要性をわかって動いてくださる行政の内部の方を増やしていくことが大きな課題なんだと改めて感じました。ではそれでは続きまして三ツ谷さんお願いいたします。これまでの方々のお話は外国人に対する日本語以外での通訳者ばかりだったんですが、またこちらとは違った手話通訳の世界でどのような制度が整っているのかという現状をお話いただければと思いますのでよろしくをお願いいたします。

【三ツ谷】

今紹介していただきました三ツ谷と申します。私は聴覚障害がありますので、聞き取りにくい部分もあるかと思いますが、よろしくお願いします。

今までシンポジストとして皆さんからは主に外国人との関係でいろいろな通訳の問題等についてお話を聞かせて頂きました。次に私は聴覚障害者の立場でお話ししますが、共通する部分があると思うんです。コミュニケーションで課題があるという部分、それに対してどういう支援が必要かというあたりでお話させてもらいたいと思います。皆さん聴覚障害の方とお話したことはありますか。ありますという方、おられますね。

日本では身体障害者手帳というのがありますね、聴覚障害者でその手帳を所持されている方が35万人ぐらいいる。その中で、様々な聞こえない方がおられるわけですよ。聴覚障害といいましても見た目にはわかりにくいのでどうのような障害があるのか、どんな課題があるのかはなかなか理解されにくいと思います。私自身は年が5歳くらいの時に熱がでましてね、風邪をひいて、熱がでて聞こえなくなったんですけども、今こちらの方に補聴器をつけています。つけてはいるんですが、何を言われているのか聞き取るのは難しいので今日は手話通訳の方に来てもらって、手話通訳を見ながらシンポジウムに参加させてもらっています。

本当にいろいろな聞こえない方がいます。それは外国人の方も同じだと思います。実に様々。私の場合は5歳で聞こえなくなったということもあって簡単な言葉を覚えた後でしたので、聞くということは難しくなりましたが、話をしたりとか、読んだりとか書いたりというのはそんなに苦勞しなかったんですね。もし私が生まれた時から全く聞こえなかったならば、大変だったろうなと思います。世の中にはいろいろな音というものがあって、言葉というものがあって、ということを全く聞こえない中で理解していくということは、大変だろうなと思います。早い時期に障害が発見された時に、まあ訓練を受ける専門的なところがあれば別ですけども、日本はまだまだそういうところが少ないです。京都は進んでいます。私が生まれたのは静岡県でして、静岡県の小さな町ですので今もう学校はありませんし、訓練を受けるよう

なところありませんし、手話を見ることもなかったです。また、自分自身が手話を覚えるのが遅かったんです。そういう中で育ってきまして、聞こえなくなったのは5歳ですけれども、手話を覚えたのは15年後、20歳の時なんですね。遅いんです。それまで手話を見るきっかけがなかったというのもあるんですが、遅かった。

今は京都市にあります聴覚言語障害センターという聞こえない人に関わったいろいろな福祉のサービスをしているところで働いています。そこで例えば手話通訳者を養成したりとか派遣したりとか、あるいは聞こえない方といましても皆さん自然に手話を覚えられるわけではないです。手話を学ぶというか、同じような聞こえない方と出会って話をしながら最初は通じない中で、見て手話を覚えていくとかそういう過程が大切なんです。聞こえないイコール皆さん手話ができるということではないんです。ですから高齢になって聞こえなくなった方の中には私は手話ではなくてむしろ書いて欲しいなという方もいます。そういう方のために要約筆記、話の内容を要約する、筆記通訳するというのがあります。OHPとか、最近はパソコン通訳とか、そういう人々を派遣したりとかあるいは相談とかそれからちょっと知的障害とか精神障害等、重複している人たちの訓練をするところ、いろいろなサービスを提供しているところで働いています。今は異動しましたがけれども、17年間相談員をやっておりましたので、その経験も踏まえてちょっとお話させてもらいたいと思います。

聞こえないといっても実はいろいろな方がおられまして「あなたは聞こえない、それならば紙に書きましょうか」と紙に書く方多いと思うんですけれども、その方が言葉を獲得されていないと、例えばバナナとか寝ますとか起きますとか単語は理解できても、文章になってくるとなかなかわからない方が多いです。単語が繋がって、文法というものがあって、そういうものが理解できるという方になってくると、またちょっと違うんですね。私のところに相談に来られる方は、ほとんどが言葉の獲得が不十分な方が多かったです。例えば役所から手紙が届いた、どういうことが書いてあるんですか？ということを探ねられる訳です。それをその人にわかるように手話でお話する、そ

うすると通じる。そういう方もいます。

また手話通訳を派遣していますけれども、手話通訳の場面だけでは解決できない問題を抱えた方がたくさんおられるんです。特徴的な例として、ひとつご紹介したいんですけれども、病院に関係のある話ですが、私のところに一本電話がかかってきました。それは手話サークルの方からで、手話サークルに聞こえないご夫婦がいつもは仲良く二人で来ているんですけれども、あるとき奥さんが来なくなった、どうしたのかとご主人に尋ねると、奥さんが骨折されたという話だったんです。通常はそれで終わったと思うんですけれども、素晴らしいと思ったのは、その話を聞いた方が、たまたまセンターに登録している手話通訳者の方だったんです。生活は大丈夫かとちょっと気になって、多分ご主人は料理もできないだろう、どうなんだろうかと電話が掛かってきて、相談員として動き始めたんですね。その時に骨折ならば通訳も必要だろうと、通訳者と一緒に行きました。まずは奥さんの通訳で終わるはずだったのですが、それはそんなに問題はなかったのですが別の問題が発生しましてね、ご主人の方なんです。知らなかったんですけれども、糖尿病で長いこと病院に通院していましたがその間手話通訳の依頼が全くなかった。全て筆談だったんです。紙に書く。先生は頑張ったのでしょ、あなた糖尿病ですとか、薬もしっかり飲んでくださいとか紙に書いて渡しているんですけれども、一方通行なんです。本人が理解できているかどうか確認されていない、たまたま奥さんが骨折して一緒に来た時に、ちょうどご主人の治療もあったので一緒に通訳しましょうかということで、通訳してくださったのです。その間私は、待合室で待っていたんですけれども、後で呼ばれましたね、病気がかなり重い、片方の目が見えなくなっていたのです。見えなくなったということを糖尿病との関係で訴えるということができなかったんですね。前は見えてたのに見えなくなったことがなぜなのかわからない、通訳がなかったからかもしれません。下手をするともう片方の目も失明になるということがわかって、慌てていろいろな支援が始まっていきました。ただ理解をしてもらうには通訳だけでは限界なので、保健婦さんに入ってもらったり、一緒にみんなでその人の家に行ってお話したり、あるいはヘルパーを派遣し

たりということを少しずつやっていく中で、その人自身が糖尿病と言う病気をまだ理解できていないと思うんですけども、治療しなければならない、食べるのもご飯はたくさんはダメ、毎日歩く、これがいいということが少しずつわかってきたんですね。もちろん通訳も大切なんですが、通訳だけでは難しいという例が実はたくさんあるなあと思いました。それでどういう支援の体制というか場所が必要なのかというお話はまたあとで、そろそろ時間になりましたので、とりあえず。

【尾上】

はい、ありがとうございました。通訳だけでは解決できないという問題、ご紹介していただきましたけれども、外国語の通訳とも共通するような様々な点があったと思います。これまでの皆さんのお話の中で、現行の課題というののもいくつか出てきましたけれども、改めて今後の課題についてみなさんそれを伺って行きたいと思います。

まず斉藤さん、先ほどのお話の中では、現状では被害者が本当に安心したり安全を確保できるような通訳コーディネートがシステムとして整っていない言う点、それから通訳者自身が深刻な話で傷ついてしまう二次受傷の問題についても対処がされていないという2点の課題については先ほどご指摘していただきました。きっと他にもたくさん課題があると思いますのでご意見をお願いいたします。

【斉藤】

通訳というのは支援の一つの方法だと思うので、そういう言語保障がされていない人たちに対してどうしたら支援ができるのかという立場からの研修、その中での通訳研修が必要だと思います、通訳の専門性を高める通訳者の研修だけでもダメなんだということが改めてよくわかりました。人身売買の被害の場面では、タイ語でタイに帰国後の福祉制度を説明する支援の方法が検討されていますが、それまで状況によって教育を受ける機会が少なかった人は権利とか法律とか手続き方法で使われる概念的な言葉を理解が難し

い人が少なくありません。

通訳研修を含めた支援方法の研修や検討の他に、通訳者と被害者の安全性確保も必要です。通訳者の資質や背景を把握するなど、必要とされる方の安全、両方の安全が守られるためにそういったことも必要だと思います。

【尾上】

はい、ありがとうございます。通訳者の研修だけではなくて、適切な通訳を保障するためのコーディネーターの育成も必要だという主旨のお話でしたね。それでは続いて鄭さんお願いします。モアネットの活動の中で日本で通訳だけでは問題解決できないということで、通訳以外のいろいろな役割をもった立場として外国人福祉員という言葉を使っておられます。今も皆さんのお話しでもたくさん出てきましたけれども、本当に支援、必要な支援をするためには通訳だけでは不十分であるということですね。で現状について鄭さんが感じておられる課題というものをもう一度お願いいたします。

【鄭】

そうですね、言いにくい話なんですけれども私自身が韓国・朝鮮人でありながら母国語がわからなくて、こういう活動を行っています。純粋な医療通訳とか、通訳の現場っていうのは私はとてもじゃないけどできないんですが、こんな片言の韓国・朝鮮語しか話せなくても、私が役割を果たせることも結構多く、そういう意味で、まずは言葉がわかるっていうのがすごく大切なんですが、言葉のわかる方が来たらそれでいいっていう問題でもないのです。

外国人福祉員を養成する養成講座を年1回開いているんですけれども、福祉や生活の現場で支援を必要とする方のところについてお話をするときには最低限の必要事項を守っていかなければならないとか、その人とコミュニケーションを取って、その人の事を理解するようなそういう心構えを身に付けていただきたいと思っています。このようなことは最低限必要になってくるんじゃないかなと感じて、頑張って活動に取り組んでるんですけれども、ボランティア的な活動でこの取り組みを始めていて、外国人福祉員の方もほぼ2

日間くらいの講習を受けていただいて、その講習を受けていただいた方に資格をお渡しして、登録していただいて必要に応じてその現場に行っていただくというような外国人福祉員の活動をやっているんですけれども、ボランティア的な立場の限界って感じているんですね。

ボランティア精神っていうのはすごく大切だと思うんですけれども、支援を必要とする生活、医療、特に医療なんて命に関わる問題だし、福祉でも命に関わる問題でもありますので、そういうところにボランティアという立場だけで関わるっていうのはすごく限界があるんじゃないかなと感じております。かといって私たちが京都市と共同でやりましょうといってもなかなかそういう部分はわかっていただけるようで、すぐに体制を整えるようなところまではわかっていただけないところがあります。ボランティア的な待遇で内容的にはしんどいこともあったりするとともに携わっていただける方はなかなか少なく、これから外国人福祉員の方も養成しなければならないという問題もあります。

また、一年間やってすごく感じたんですけれども、外国人福祉員さんが、その人の家に行って、それで支援ができるかというところではないんですね。特に高齢者障害者の方の場合は、その地域で支援体制を作ることがすごく大切になってきて、それには住んでおられるところのケースワーカーさんや、介護事業所のケアマネージャーさん、ヘルパーさんが入っている場合はヘルパーさん、それだけじゃなくて地域のご近所の方というふうに、できればその人たちと連携を組んで支援の体制を構築するということが大切なんだと身に染みて感じました。そのためには、資料にも付けさせて頂いたんですが、こういうイメージ図⁹⁾のように、私たち京都モア・ネットの事務局が中心になって外国人福祉員さんを派遣したり、その外国人福祉員を派遣するにあたっては、他の色んな団体と医療機関、介護事業所や介護の専門機関と連携を取っていくということが大切なんですけれども、これに以外に、地域の中での民生委員や今ある老人福祉員さんとの関係を繋いでいくことが大切になってくるということを感じました。

【尾上】

ありがとうございます。通訳者自身も通訳以外にいろんな背景知識を持たないといけないですし、先ほど三ツ谷さんから出していただいた事例と重なるんですが、ネットワークを組んでいく、その窓口として通訳者や福祉員が活動を担わなければいけないというのがわかりました。それでは飯田さん、今感じておられる問題点をお願いいたします。

【飯田】

本当に斉藤さん鄭さんのお話の通りということなんですけれども、さっきから話が出ている通訳だけでは解決しない、いろんな支援の体制を作っていかなければいけないということなんです、大切なのは通訳者が支援を全部担うんじゃなくて、通訳者がその支援チームの一員としてどの部分を担っていくかということを通訳者自身も、あと通訳を使う人たちも外国人も含めて理解してもらう必要があるのかなという風に思います。とくに私は行政の中にいるので、京都市は本当にすごくゆっくりなスピードですけれども、モアネットと共同したり、私はもう一つ行政の通訳相談事業という京都市が新たに始めた電話通訳のコーディネーターもしているんですけれども、そういう形でゆっくりとした歩みながらも少しずつ進んでいっている状態なんです。多分それは全国的にもそうだと思うんですが、それでもまだまだ理解がされていないというのが現状なんです。その中で通訳を使う、特に行政の職員さんが、その認識をもっと高めてもらいたいというのがあります。例えば通訳が必要なんだと思ってもらうことも大切だし、日常会話のできるレベルの人であれば、ゆっくり話すとか、早口でしゃべらないとか、専門用語はしっかり使わないとか、そういうちょっとした気を遣うことで、コミュニケーションがもうちょっとすんなりいく場合があります。それだけでOKというわけではなくて、やっぱり肝心なところは通訳を入れるなど、コミュニケーションに対してもっとイメージを膨らませて欲しいというか、いろんなコミュニケーションの方法があるんだということを知ってもらいたいのです。さっきの手話の話でもそうですけれども、必ずしもみんなが手話ができるわけではな

くて、筆記の方がいいなど様々なコミュニケーション方法があるわけです。いろんなコミュニケーションの方法があって、その人その人にあったコミュニケーションを行っていかなければならないということをイメージを膨らませてわかってもらいたいと思います。

【尾上】

通訳者を使う側の意識を高めること、研修も必要だということですね。では白石さんお願いします。

【白石】

尾上さんに来ていただいて、研修をしたときに、尾上さんと話をしている謝金の話、通訳の方にどうやって謝金を払うかということをひとつ行政の責任として感じました。それまでさっきお話した国際センターの相談員に1年ぐらい本当にしんどい通訳をしていただいたんですが、国際センターの嘱託とはいえ職員さんということだったので、当時、児童相談所には謝金を払う予算がなかったものですから、国際センターの職員の相談の仕事として児童相談所に派遣をしていただいていたんですね、なので謝金は払っていませんでした、通訳のための謝金としては。

この件に関しては、女性相談センターにいきました時に、ここは謝金として予算化をしてもらいました。あまりにも通訳が多かったので。一応予算計上としては一時間8千円計算で予算計上をもらったのですが、あまりにもお願いすることが多くて、8千円では底を尽いてしまいまして、大変申し訳ないと思いつつ、1時間5千円をお願いしていたと思います。中にはフィリピンの出身の方をお願いをした時なんかは、同じ国の方がこんな目にあっていて自分はお手伝いができるんだったらお金は要りませんといわれました。このようなことはよくあるんですけども、でも私はそういう場面であっても、通訳ということで来ていただいたんだったら、きちんとお支払いをするべきだと主張しました。行政の中では、ボランティアでいいって言ってるんだから、支払わなくてもいいのではという話もあったんですけども、

絶対これは払わなければいけませんって主張をして払ってもらうようにしています。

女性相談センターでは予算化してもらいましたが、やはり事例の少ない児童相談所ですとか、医療通訳なんかは実際にボランティアの方が、さっきの話の、島根共生ネットワークの方がされているんですが、これは対個人ですので、恐らく無料でされていると思います。この点はまだまだきちんと解決していかなければいけないと思っています。

それから専門研修の分野ですが、去年度から県の委託事業ということで、500万ちょっとの予算が付きまして、国際センターの方に事業委託をしましてコミュニティー通訳行政講座をいうのを開催するようになりました。去年が一年目でして、私、その前の年に女性相談センターから継続してDVの研修をしたいんですけどもお願いしに行った時に、県の方で医療通訳の委託を受けることになっていて、一度にたくさん出来ないで少し年度計画で継続的にやりたいといわれて、その年は国際センターと協力しては出来ませんでした。しかしその年にはたまたま女性相談センターに予算が付いたので女性相談センター単体として女性相談センター独自にお願いをしている通訳の方の研修をやりました。その時は予算が一年しか付かなかったので、その次の年には女性ファンドというファンド事業があるのですが、それに手を上げて予算を獲得して県の事業ではなくて女性相談センター、行政の仕事以外の事業として養成講座を2度やりました。それで来年度は国際センターの委託された県の事業の中でDVの研修をやりますとこの間担当者から回答をもらっています。島根県って長いので、国際センターというのは県の東部地区にあるもんですから、どうしても東部中心で、ここに住んでいる人も多いのでここだけでやられてしまうことが多いのです。だけど実際には西のほうにも被害者はいるので、今後は西も東も県の中で満遍なく必要な時に必要な通訳が確保できるように系統的にできていければやっていきたいと思っています。今のところ国際センターに登録した方だけでなく、女性相談センターでは、非常に微妙な問題を扱うので、母語で話せるって言うのは非常に大事なことなんですね。できるだけ、フィリピンの方はフィリピンの方

で日本語が出来る人、中国の方なら中国の方で日本語が出来る人ということ
で何人か確保してその方々をお願いをしているのです。そういう人を県がや
っている養成講座の中に入れこんで一緒にやっていけるようにしなければい
けないなと思っています。

課題としてはそういう方たちが離婚調停の場でも法廷通訳をしていただい
ければいいなと思っています。というのは、離婚のときの法廷通訳を探すのは
非常に困難です。島根県はさっき言いましたように田舎の県なので、多言語
の通訳能力を持った人はそんなに多くはいません、ですがこれほどDV被害
者、ブローカーが介入した結婚をされる方なんかが増えてきますと国際結婚
の離婚調停が非常に多くなります。ご存知だとは思いますが、民事の場合は
当事者自身が通訳を見つけてお願いをしないとイケませんし、当事者自身が
お金を払わないとイケないんですね。当事者が通訳が欲しいと思ったときに
例えば国際センターに電話すれば誰か来てもらえるという風になるといいな
と思っています。先ほど専門通訳の話が出ていて、本当は個別にいらっしや
れば医療だったらこの人、離婚だったらこの人、DVの制度ならこの人って
なればいいんでしょうけれども、島根県のようにそうそう通訳できる人が少
ないところだと、大変負担だとは思いますがオールマイティな通訳というの
がとりあえずは必要だなというふうに思わざるを得ません。

もう一つ、さっき出ているコーディネーターの話ですけど、やっぱり通
訳の人があれもこれもやるのは負担が大きいし無理だと思います。私はやっ
ぱりそこにはケースワーカー的な立場の人がきちんと入ってコーディネート
をするべきだと思っています。通訳がそれこそ二人にまたがる時にもお話を
何回もさせるのではなくてそこにきちんとケースワーカーが介在して必要な
情報を通訳の人に事前にお話をしておけばそういうことは防げるなと思っ
ています。以上です。

【尾上】

ありがとうございます。では三ツ谷さんお願いします。

【三ツ谷】

今日はいろいろとありがとうございます。またゆっくり皆さんが日々どういう思いで通訳をされているかというのを機会があったら聞かせていただきたいと思います。これから取り組みを進めていく時に大切になるのが皆さんのそういう思いかなと、考え方かなと思っています。

京都の聴覚障害者福祉を振り返ってみると、出発点というのが、当事者、聞こえない人たちが自分たちの生活をもっとよく変えていこうと、自覚して立ち上がったことがあります。その時に一緒になって頑張ってくれたのが通訳者の皆さんです。京都の場合は最初は今みたいなセンターもありませんでしたから、夜間相談というのをボランティアで始めたんです。通訳者と聞こえない方が一緒になって困ったこと、相談しますよと夜間相談始めたわけです。ところがそこでいろいろなことに気が付いていくんです。ボランティアでは限界だと。通訳者の数が足りない、通訳者をもっと増やさなければならない、通訳者が必要、また相談が必要、訓練するところが必要、となってくると単に交流が出来るようなところではダメだ、やはりそういういろいろな事業をやっていく筈といいますかね、センターが必要という風に繋がって、取り組みがあって今の聴言センターに繋がっているんですね。昭和44年にろうあセンターという事業をするところが出来ているんですけども、そういう流れは間違っていなかったと思っています。

参考までに「I LOVE コミュニケーション 手話通訳制度化のために」のコピーをお配りしています。全国的に手話通訳の制度を作っていこうと、昭和60年にパンフレットを作りまして、国民の1パーセントに普及していこうと120万人に配布しました。それがきっかけになって手話通訳士の認定試験が始まりました。しかし、手話通訳士ということで認定するのですが、認定して終りなんですよ。仕事に繋がっていない。そういう課題があったりとか、昨年4月に始まった障害者自立支援法、手話通訳は市町村が責任を持ってやりなさいという風になりました。これはこれでいいんですけども、市町村の仕事になったのでお金がないところはやはりお金がないので、有料化が始まりました。人が聞いたり話をするにお金を払うわけですよ。こ

んなおかしい法律はないと思っているんですけども、法律が変わった、仕方がないと思っていませんので、これはおかしいということで今も頑張って声を挙げていっています。この取り組みにも、聞こえない人たちだけではなくて、手話通訳の皆さんも一緒になって取り組んでいただいていますので、嬉しいなと思っています。外国人の皆さんの制度の問題も似てるなと思いますので、また一緒に取り組みが出来る部分は一緒にとっています。

【尾上】

はい、ありがとうございました。ここまでの中から出していただきました課題の中で一つ、通訳者の待遇・予算の問題というのがあったと思います。ボランティアでは限界ということを知っているながらも、なかなか予算化が出来ていないという状況があります。で白石さんの方から今1時間5千円になっているというふうに具体的に数字が出てきたんですが、実際には婦人相談所などでの通訳にはかなり地域格差がある状況です。斉藤さんからお配りいただいている資料でもそのばらつきの度合いがいかに激しいかというのが5ページの方に出ております。鄭さんにお尋ねしたいんですが、モアさんの外国人福祉員の場合はボランティアということですが、具体的に予算などどういう形になっているのかお聞かせいただけますか？

【鄭】

一応、京都市のほうから助成金を頂いておりまして、その中から出せる金額、オーバーしてしまうんですけども一回の活動につき1500円ですかね、交通費も含めて込みで何時間かかっても1500円ということでお支払いしてるんです。もうそれしか払えない状況です。

【尾上】

財源としてはそれが京都市の助成金で、受益者負担というのはゼロということですか？

【鄭】

そうですね、受益者の方はゼロで。後はカンパとか寄付金を頂いて活動しています。

【尾上】

はい、わかりました。三ツ谷さん、手話通訳の分野では、認定制度が出来た後、手話通訳者の方の支払われる料金というのは、全国的に何か統一された制度があるんですか？

【三ツ谷】

京都市の場合は1時間1500円、今日来ている手話通訳の方も1時間1500円、全国様々です。

【尾上】

はい、わかりました、ありがとうございます。あと皆さんから出ていた課題の中で、研修についても共通して出ていたと思います。手話通訳の分野では、どんな研修をされているのか、どんな風に養成されているのか参考までにお知らせください。

通訳者の方からお答えいただいたほうがよければ通訳者の方に。

【手話通訳者】

手話通訳の養成は聴言センターの方で入門とか基本とか基礎とかそういった養成講座を系統的に行っており、手話通訳者になった後は、定期的に現任研修は京都ではされています。任務を担っている人たちを集めた研修は行われていますけれども、予算もかなり減ってきているので、聴言センターの持ち出しでされているということもありますし、養成の費用も自立支援の関係で、市町村の費用がなくなりましたので、持ち出してやっているということでも厳しい状態であります。全国的にはやっぱりバラバラ、通訳の謝金と同じようにばらばらだと思います。

【尾上】

はい、ありがとうございます。では今日いらっしゃってる会場の皆様もそれぞれいろんな立場のかたがいらっしゃると思いますので、ここまでの議論を聞いていて、感じられたこと、特に皆さんが課題に思われていることなどありましたら発言いただければと思います。どなたかいらっしゃいますか？

【フロア】

京都市国際センターの福谷と申します。通訳ですとかボランティアコーディネートとか様々な任務を兼任しているんですけども、ずーとボランティアの方々とお仕事させていただいて、非常に自分の中で抱き続けているのが謝金の問題なんですね。最近皆さんおっしゃってるように、行政の資金というのがどんどん減らされていってる、もちろん無いので仕方ないんですけども、減らさざるを得ない状況になってまして、その中で研修にしても、派遣業務にしても受益者負担という言葉が非常に広まってきています。外国の方であったり、保護を受けている方々は受益者だった場合にその方々が全て自己負担で通訳の人や支援者を派遣していただくのは現実的に継続してそれが定着するのは難しいと私は思うんですね。その時にどこがそこを負担していくべきなんだと、個人的な意見でいいんですけど、お考えですか？例えば、受益者の患者さんであったり、通訳を必要とされている人だったりという方なのか、住民へのサポートとして住民が住みやすい地域づくりするべき役所なのか、それともこういう国際センターのような公益や税金で動いているところなのか、支援活動だったり、近くに住んでいる方々のカンパだったり、いろんな可能性はあると思うんですけど、どこでサポートしていくのが一番現実的なのかどう考えているのか教えてください。

【斉藤】

人身売買・人身取引の被害者の場合は国が負担するべきだと思っています。人身売買・人身取引の原因がこの日本国内で起きていて、その需要の問題というのも、日本で需要とするところがあるからだと思っています。現在は国

費半分、地方自治体半分の予算で被害者保護・支援が行われていますが、実際には、通訳費用は婦人相談所が出しているところもあるなどさまざまです。また、医療の面では受益者負担というところがありました。

受益者、被害を受けた人がそんなお金払いたくない、国に帰ったら治療するからいいわといって受けないままだったりしますが、精神的な疾患、妊娠、性病など、日本で被害に遭ったことに起因する治療費用を受益者負担になると、被害者に払わせるのは疑問に思っています。どうにか国費で支援する制度に出来ないかなと思っています。

あと研修に関しても、人身売買は地域づくりとはちょっと違う分野なので、どういうことで国が出さなきゃいけないか、根拠を求められた時に、国際条約だとか、人権に国籍はないので、人権を保障する、特に女性の暴力を廃絶していくという日本の取り組みというところを根拠にして通訳者、支援者の養成の研修費というのも国から出していただいた方がいいのではないかと働きかけていますが、まだまだ実現しないです。

【フロア】

そこで例えば病院が京都市でも通訳派遣で病院が一部負担するような例が出てきているんですが、そういった病院での仕事を上手く回すために円滑に治療をするために病院が負担すべきと思いますが。

【斉藤】

人身取引被害者支援の分野では無料低額診療事業所を使いなさいと国は言っています。この事業による診療を受けられれば積極的に活用していくべきだと思うんですけど、私たちの調査では、その無料低額診療事業をしている医療機関が全然ない県がいくつもありまして、そういうところはやはりなかなか大変で、病院の方も困っています。特に、人身売買に限ったことではないですけども、外国の人は医療にアクセスしにくく、症状が重くなってから、やっと医療機関にアクセスして逆に医療費がかかってしまうという傾向があります。DVの問題でも、他の問題でもそうですけれども、症状がもっ

と軽いときに、もっと問題が小さい時に必要機関にアクセスできるような仕組みがあるほうが結果的には医療費などがかからないじゃないかなと思います。これは個人的な意見です。

【鄭】

私も人権の観点から言いますと、人が生きて生活をするということに国籍の問題はないですし、その人がその土地でその国で住んでいるなら、その国の公的な保障が必要なんじゃないかなと思うんですね。日本国憲法で、最低限の生活を……ありますよね。あれが今裁判では外国人には適用されるかされないか、適用されない方向での判決が出たりすることが多いんですが、あれは本来であれば、国際人権規約とか批准している日本が最低限文化的な生活水準を保つというのが外国人にも適用されてしかるべきなんじゃないかなと思うんですね。そういうところから考えると、医療の問題とかこういう最低限の通訳の問題とか国が保障してしかるべきかなと、とくに在日韓国・朝鮮人だけでなく外国人一般にとっても、消費税も払ってますし税金も納めているわけですので、公的な保障があってしかるべきと思うんです。

【飯田】

行政の中にいるので予算が少ないというのは本当に身に染みてよくわかって、いろんなところが削られていくので、行政が負担できたらいいなというのはすごく思うんですけれども、現実すごく厳しいなというのを感じています。私もいろんなところでお話を聞いたりすると、もちろん言葉の保障を国がしていくというのは当たり前の話だと思うんだけど、なかなかそうはいかないところを考えていかなければいけない、知恵を絞っていかなければいけないと思っています。例えばですね、保険制度というのも一つの手だとは思いますが、みんなでその保険に入って通訳が必要な時にその保険でカバーされるとか、それが医療保険でカバーされるのが一番いいと思うんですけれども、先ほどいわれた病院が一部負担していく通訳費を、やっぱりそれはいいか悪いかは別にして、多くの病院が外国人を受け入れるのは嫌だと感

じて抵抗感を示しているところがあるんですね、でも通訳がついて外国人が来るようになるとそれが儲けに繋がるんだと病院が認識してもらったらそれで病院側も通訳者にお金を払ってでも外国人患者に来てもらいたいんだとなってくると思うんですね。そういう風な発想になっていけばいいなと思っています。外国人イコールすごく問題を持ってややこしい、受け入れたくないじゃなくてそれがビジネスに繋がるし、そのことがみんなの生活を豊かにしていくんだというのに繋がる、そういう発想になればいいなと思っています。

【白石】

どこも国も県も市町村もお金がないので本当につい先ほどまで行政に身を置いていた職員としては本当に削られるところばかりで、特にこういうところは真っ先に削られるますよね。本当に悔しいなと思っています。この春からそんな悔しい思いも含めて、県議選に立候補して議席を頂いたんです。まだ本当に一年生なので予算の仕組みもわからないことも多いんですが、きっと何を大事にするのか、ということ言えばですね、道路を作ったりするのは何億とか何百億何千億とか予算がかかるわけですよ。それに比べればこういうDV被害者、人身売買の被害者、手話通訳が必要な方々の通訳の予算、本当に微々たるものじゃないですか。私はやっぱり行政が何を大事にするのかという考えを変えて欲しいと思っています。本当に少ないお金だけれども、お金がないわけではないわけですよ、それを何に使うかということなので、私はやっぱり人を大事にする、外国人であろうが、障害のある方であろうが、どの方であれ、そこで住んでいる人たちが安心して生活するために行政はきちんとそこにお金をかけなければいけないと思っています。私がそうやって頑張りたいと思っています。いろんなところでそれぞれの立場でそういう主張をしていかなければきっと変わらないと思います。お金がないからってあきらめるのは止めましょう。

【三ツ谷】

そうですね、コミュニケーションをどう捉えるかというところですね、人が生活していく時にとても大切なことですから、基本的には国の責任でやって欲しいと思っています。お金があるないに関係なく。国の責任でと思っています。

【平松】

この中では外国人は私だけでしょうか。他にもいますね。よかったです。個人的な意見なんですけれども、私も最初困った時に、通訳を雇いたくてもお金がなかったんですね。だから通訳を雇うこともできず、問題があったときに自分自身でしか解決できず、周りの助けもあったのですが大変困りました。しかし、私が通訳をしている経験から言わせてもらいますと、通訳を必要としている方には、ちゃんとした通訳を雇いたいから、お金は払ってもいいということがあります。これはすごく微妙な問題です。何でただの通訳は嫌だ、ボランティアは嫌だと思われるのは、一生懸命じゃないからなんです。例えば、問題解決した後に、ボランティアで通訳した人があなたが困った時に助けてあげたんでしょ、無料だったんでしょ、今私が困っているからお金を貸して欲しいとやってきたということがあったんですね。だから私もちゃんと通訳を雇うのであれば、前もって規約じゃないけど、情報あるいはこういうことはないようにと説明した上で通訳を雇いたいと思っています。

もう一つは私の紹介に株式会社グループ・エコーというのがありますよね。なんでここに所属することになったかというところですね、やっぱり私も日本に住んでいくうちに、日本に住んでる外国の人、フィリピン人たちはほとんど日本の国から援助をもらってるんです。しかしフィリピンの子にはどうやって私たちを助けられたか知らないのです。だからうちの子供たちはダブルの子ですから日本で住んでるんですけども、将来フィリピンに住んだ時に日本みたいに一生懸命援助する国であればありがたいんですけども、もしそうじゃなかったらどうしていったらいいかを考えていかなければならないのです。そこで、今から私が出来ることとしては、日本で置かれている私た

ちの問題をフィリピンでマスメディアを通じて知らせようかなと思っているんです。だから勉強するためにこの仕事を選んだんですね。

通訳費用については、やっぱり日本の国で負担すべきだと思いますが、じゃあ私の国はどこなんだと。まずはフィリピンですね。フィリピンの政府にも日本から話してもらってもいいんじゃないかなと思っています。私たちもちろん話はするんですけども、今までの流れとしてはフィリピンが困った時に日本から援助を受けることが多いんですね、だから日本に住んでいるフィリピン人たちもフィリピンからの援助も必要なんじゃないかなと思ってるんです。もし何かの形でできるのであれば是非みんなの協力をお願いしたいなと思っています。

【尾上】

私自身はいろんな場面で通訳をしているんですけども、受益者ということ考えた時に、外国人の住民だけが受益者じゃないなあをつくづく感じるんですね。相談の場面であれば相談員さんが相談という仕事をするためにちゃんと情報の聞き取りをする情報提供をするのが仕事で、その相談員さんの仕事を補佐するための通訳者でもあるんです。それを考えると、通訳の料金というのは、行政側に負担をしてもらうべきなんじゃないかないつも感じていますし、地域格差があるというのはDVの分野に関わっていてすごく嫌なことだなと思うんですね。通訳の予算が違くとそれだけ通訳の質の差にもなってできます。なので同じ被害者であってもどこに行くかによって天国か地獄か違ってしまふ、救われるか救われないかわ変わってきちゃうということがあります。法律で外国人を支援するということが決まっているのであれば、ちゃんと全国统一した制度になるように国がお金を出すべきなのかなと私個人としては思っています。ここまでちょっと時間が延びてしまいましたけれども、皆さんからいろんな課題を出していただく中で、現状を混乱した状況というのをお伝えできたんじゃないかと思っています。コミュニティ通訳、特に福祉の場面に関わる通訳というのは色んな背景知識も持たないといけないし、通訳だけではなく問題解決に向けてのネットワークも持たな

いといけない、いろんな役割を担わないといけないんですね。でその専門性を高めていくための研修は必要であるし、そのための研修の予算や通訳者が潰れていかないような通訳費用の確保も課題である、そして通訳者だけが頑張っているという現状というのはよくはならなくて、通訳者を使う側、通訳者を必要とする福祉の現場の方にも認識を高めていく、その人たちが外国人の支援に関してや通訳者との関わりあいについて研修をしていく必要があるというふうな現状の課題についてはいろんな分野が共通しているなとことが感じられました。まだまだ課題の解決に向けては具体的な方策も出ていませんし、これからみんなでいろんな現場で努力をしていかなければいけないという混乱した状況ではあるんですが、今後とも私たち多言語コミュニティー通訳ネットワークではネットワーク組織としての特性も生かしていろんな方々と繋がりを持ちつつ現状のコミュニティー通訳の課題を発信したり、解決策に向けて皆さんとお話を続けたりということをしていきたいと思いますので、今後とも皆様活動についての支援をよろしくお願いいたします。今日は短い時間の中で十分に意見交換が出来なかった部分もありますが、遠いところからお忙しい中来ていただいたパネラーの皆様に改めて拍手をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

[注]

- 1) 平成19年 5月発表法務省入国管理局「平成18年末現在における外国人登録者統計について」より。
- 2) 平成19年 2月発表法務省入国管理局「本邦における不法残留者について（平成19年1月1日現在）」より。
- 3) 平成18年 厚生労働省人口動態統計 「夫妻の国籍別にみた婚姻件数の年次推移」より
- 4) P62 資料1 - 1 参照
- 5) P63 資料1 - 2 参照
- 6) P64 資料1 表2 - 5 参照
- 7) P66 資料2 - 3 参照
- 8) P67 資料2 相談の事例参照

【参考文献】

- ・ 移住労働者と連帯する全国ネットワーク編『外国籍住民との共生にむけて—NGOからの政策提言—』2006
- ・ 宮島喬著『共に生きられる日本へ—外国人施策とその課題—』有斐閣 2003
- ・ 石崎正幸「米国の医療通訳」『医療通訳入門』第1部5章 連利博監修 松柏社
- ・ 水野真木子「オーストラリアのコミュニティー通訳と医療通訳」『医療通訳入門』第1部6章 連利博監修 松柏社
- ・ 水野真木子「医療通訳の職業倫理—全米医療通訳者倫理規定から学ぶ」プロシーディング「医療通訳ってなに？病院でぶつかるコトバの壁」みのお英語医療通訳研究会 2006
- ・ プロシーディング「医療通訳ってなに？病院でぶつかるコトバの壁」みのお英語医療通訳研究会 2004
- ・ プロシーディング「医療通訳イコールアクセスへの挑戦」みのお英語医療通訳研究会 2006
- ・ 飯田奈美子「医療通訳における文化的背景の理解」『医療通訳入門』第1部2章 連利博監修 松柏社
- ・ 飯田奈美子『パブリックサービスにおける「ことばのサポート」の充実を目指して』国際人流246号 財団法人入管協会
- ・ 飯田奈美子『「埋もれた存在」からの脱却—中国帰国者、支援者のライフストーリーからみる移住の構図—』2006年応用人間科学研究科対人援助領域修士論文
- ・ 法務省入国管理局「平成18年末現在における外国人登録者統計について」
<http://www.moj.go.jp/PRESS/070516-1.pdf>
- ・ 法務省入国管理局「本邦における不法残留者について（平成19年1月1日現在）」
<http://www.moj.go.jp/PRESS/070227-2.pdf>
- ・ 厚生労働省人口動態統計「夫妻の国籍別にみた婚姻件数の年次推移」
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suii06/marr2.html>